

糸魚川市と新潟労働局との雇用対策協定

糸魚川市と厚生労働省新潟労働局（以下「新潟労働局」という。）は、より連携を強化し、協働して柔軟に雇用対策を推進していけるよう、以下のとおり「糸魚川市雇用対策協定（以下「協定」という。）」を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、少子高齢化の進展とともに本格的な人口減少を迎える中において、市内の地域産業の振興、人材確保及び定着支援を推進するため、糸魚川市、新潟労働局がそれぞれの強みを発揮し、相互に連携して雇用対策に関する施策を効果的・効率的かつ一体的に実施することを目的とする。

（事業内容）

第2条 糸魚川市及び新潟労働局は前条の目的を達成するため、具体的な取組及び実施方法を事業計画として毎年度定めることとする。

（運営協議会の設置）

第3条 糸魚川市及び新潟労働局は、本協定の取組事項を推進し、事業計画の進捗状況を把握するとともに、意見・情報交換等を行うため運営協議会を設置する。運営協議会に係る詳細は、別途定めるものとする。

（要請等）

第4条 糸魚川市長及び新潟労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 糸魚川市長及び新潟労働局長は、前項の要請に対して、誠実かつ速やかに対応するものとする。

（情報共有）

第5条 糸魚川市及び新潟労働局が各々保有し、この協定に基づく雇用対策を一体的に実施するに当たり必要となる情報については、糸魚川市及び新潟労働局間において共有する。

（秘密保持）

第6条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、糸魚川市及び新潟労働局が相互に提供する情報については、第三者に対して開示しないこととする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、糸魚川市及び新潟労働局が誠意をもって協議し、決定するものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附則

この協定は、締結する日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、糸魚川市長及び新潟労働局長が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年2月3日

糸魚川市長

久保田 柳夫

新潟労働局長

福岡 洋志